

■自己資本調達手段の概要

- (1)自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。
(2)コア資本に係る基礎項目は、地域のお客さまからお預かりしている普通出資金と<にっしん>が積み立てている利益剰余金、一般貸倒引当金等が該当します。

■連結の範囲に関する事項

<input checked="" type="checkbox"/> イ 自己資本比率告示第3条又は20条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「当グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点 該当 없습니다。	二 自己資本比率告示第25条第1項第1号イからロまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容 該当ありません。
<input checked="" type="checkbox"/> ロ 当グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容 日新ビジネスサービス(株) <にっしん> 従属業務 日新管財(株) <にっしん> 従属業務 日新リース(株) リース業務	三 信用金庫法(昭和26年法律第238号。以下この号において「法」という。)第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び同項第2号に掲げる会社又は法第54条の23第1項第10号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第11号に掲げる会社であって、当グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容 該当 없습니다。
ハ 自己資本比率告示第7条又は第26条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容 該当 없습니다。	ヘ 当グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要 該当 없습니다。

上記以外は、単体の定性的な開示事項と同じです。

自己資本の構成に関する開示事項

単体

項目	2018年度	2019年度	
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	37,379	38,897	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,149	1,156	
うち、利益剰余金の額	36,275	37,786	
うち、外部流出予定額	45	45	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	997	821	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	997	821	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	38,376	39,718
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	122	52	
うち、のれんに係るものの額	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	122	52	
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	—	—	
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
前払年金費用の額	302	310	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額	(口)	425	363
自己資本			
自己資本の額((イ)-(口))	(ハ)	37,951	39,354
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	350,671	350,965	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△3,677	△3,677	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,677	△3,677	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	15,382	17,037	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	366,054	368,003
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(二))		10.36%	10.69%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
なお、(にしん)は国内基準金庫です。

お詫び:2018年度のリスク・アセット等、自己資本比率に計算相違がありましたので一部訂正させていただいております。

連結

(単位:百万円)

項目	2018年度	2019年度	
コア資本に係る基礎項目（1）			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	37,766	39,290	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,149	1,156	
うち、利益剰余金の額	36,662	38,180	
うち、外部流出予定額(△)	45	46	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—	
うち、為替換算調整勘定	—	—	
うち、退職給付に係るもの額	—	—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,010	831	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,010	831	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	38,776	40,122	
コア資本に係る調整項目（2）			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	135	62	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	135	62	
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—	
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
退職給付に係る資産の額	302	310	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	437	372	
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ)	38,338	39,749
リスク・アセット等（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額	350,874	351,151	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△3,677	△3,677	
うち、他の金融機関等向けエクスポート・ジャーナー	△3,677	△3,677	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,986	16,872	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	365,861	368,023	
連結自己資本比率			
連結自己資本比率((ハ)/(二))		10.47%	10.80%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
なお、当グループは国内基準金庫です。

お詫び:2018年度のリスク・アセット等、自己資本比率に計算相違がありましたので一部訂正させていただいております。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関して、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っています。また、(にしん)は、各エクスポートが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。

将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを基本的な施策として考えています。

自己資本の充実度に関する事項

単体

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	350,671	14,026	350,965	14,038
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポート	344,041	13,761	342,437	13,697
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	751	30	1,253	50
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	209	8	208	8
我が国の政府関係機関向け	390	15	387	15
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	46,900	1,876	44,037	1,761
法人等向け	113,358	4,534	129,637	5,185
中小企業等向け及び個人向け	77,149	3,085	70,740	2,829
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	65,148	2,605	64,568	2,582
3ヵ月以上延滞等	446	17	331	13
取立未済手形	46	1	28	1
信用保証協会等による保証付	5,017	200	5,245	209
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	17,410	696	8,440	337
出資等のエクスポート	17,410	696	8,440	337
重要な出資のエクスポート	—	—	—	—
上記以外	17,210	688	17,558	702
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポート	6,129	245	6,128	245
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポート	3,397	135	3,397	135
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート	1,956	78	2,047	81
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポート	—	—	—	—
上記以外のエクスポート	5,727	229	5,984	239
②証券化エクスポート	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	10,061	402	11,788	471
ルック・スルー方式	10,061	402	11,788	471
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△3,677	△147	△3,677	△147
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	246	9	417	16
⑦中央清算機関連エクスポート	0	0	0	0
□ オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	15,382	615	17,037	681
八. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	366,054	14,642	368,003	14,720

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	350,874	14,034	351,151	14,046
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	344,243	13,769	342,623	13,704
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	751	30	1,253	50
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	209	8	208	8
我が国の政府関係機関向け	390	15	387	15
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	46,900	1,876	44,037	1,761
法人等向け	112,436	4,497	128,687	5,147
中小企業等向け及び個人向け	77,149	3,085	70,740	2,829
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	65,148	2,605	64,568	2,582
3ヵ月以上延滞等	446	17	331	13
取立未済手形	46	1	28	1
信用保証協会等による保証付	5,017	200	5,245	209
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	17,260	690	8,290	331
出資等のエクスポージャー	17,260	690	8,290	331
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	18,485	739	18,843	753
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するものの以外のものに係るエクspoージャー	6,129	245	6,128	245
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	3,397	135	3,397	135
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	1,968	78	2,056	82
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	6,990	279	7,260	290
②証券化エクspoージャー	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	10,061	402	11,788	471
ルック・スルー方式	10,061	402	11,788	471
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	△3,677	△147	△3,677	△147
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	246	9	417	16
⑦中央清算機関連エクspoージャー	0	0	0	0
口. オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,986	599	16,872	674
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+口)	365,861	14,634	368,023	14,720

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)に係るエクspoージャーのことです。

4. 当グループは、基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しています。
＜オペレーションナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞ $\frac{\text{粗利益}(\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

5. 単体(連結)総所要自己資本額=単体(連結)自己資本比率の分母の額×4%

お詫び:2018年度のリスク・アセット、所要自己資本額に計算相違がありましたので一部訂正させていただいております。

■ 信用リスクに関する事項(証券化エクスポートを除く)

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の経営内容の悪化等により〈にっしん〉の資産の価値が減少しない消失し、損失を受けるリスクをいいます。〈にっしん〉では、信用リスク管理は健全性と収益性に最も影響を与えるリスクであるとの認識のもと、大口貸出先の動向や業種別貸出資金の動向、自己査定結果などにより信用リスクの評価・計測を行い、その結果を理事会構成員全員が委員である「信用リスク管理部会」に報告する態勢を整備しています。また、大口融資等の案件については、会長、理事長、専務理事、常務理事及び審査部長等で構成された「融資審査会」で決議等を行っています。

貸倒引当金については、「資産査定規程」、「自己査定マニュアル」及び「償却・引当規程」に基づき、自己査定による債務者区分ごとに計

算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

□ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、エクスポートの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング (S&P)

イ 信用リスクに関するエクスポート及び主な種類別の期末残高

単体

(単位:百万円)

エクスポート区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポート期末残高										3ヵ月以上延滞 エクスポート
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	
国内	731,369	734,101	339,049	352,711	140,144	177,547	12	21	1,007	1,358	
国外	55,525	85,931	—	9,727	55,525	76,203	—	—	—	—	
地域別合計	786,894	820,032	339,049	362,439	195,669	253,750	12	21	1,007	1,358	
製造業	55,204	67,947	41,590	48,728	13,614	19,218	0	0	103	71	
農業、林業	30	74	30	74	—	—	—	—	—	—	
漁業	70	71	70	71	—	—	—	—	7	7	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	33,876	34,084	33,876	34,084	—	—	—	—	126	109	
電気・ガス・熱供給・水道業	21,206	20,257	508	378	20,698	19,878	—	—	—	—	
情報通信業	2,236	4,098	1,132	1,593	1,103	2,505	—	—	—	27	
運輸業、郵便業	24,198	30,875	15,676	21,690	8,522	9,185	—	—	—	51	
卸売業、小売業	51,452	50,918	41,723	41,292	9,724	9,620	4	5	253	671	
金融業、保険業	71,387	91,883	12,065	16,026	59,144	75,707	7	16	35	18	
不動産業	76,933	78,635	70,928	71,019	6,005	7,616	—	—	74	83	
物品貯蔵業	3,469	3,024	3,469	3,024	—	—	—	—	0	0	
学術研究、専門技術サービス業	2,051	2,442	2,051	2,442	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	2,313	2,745	2,313	2,745	—	—	—	—	—	—	
飲食業	7,543	7,379	7,543	7,379	—	—	—	—	205	—	
生活関連サービス業、娯楽業	3,271	3,474	3,271	3,474	—	—	—	—	2	56	
教育、学習支援業	444	440	444	440	—	—	—	—	12	—	
医療、福祉	28,974	28,691	28,974	28,691	—	—	—	—	21	109	
その他のサービス	13,546	13,177	13,546	13,177	—	—	—	—	14	20	
国・地方公共団体等	86,973	122,134	10,117	12,116	76,856	110,017	—	—	—	—	
個人	49,517	53,690	49,517	53,690	—	—	—	—	148	130	
その他	252,190	203,983	197	296	—	—	—	—	—	—	
業種別合計	768,894	820,032	339,049	362,439	195,669	253,750	12	21	1,007	1,358	
1年以下	49,124	51,480	42,525	41,051	6,417	10,273	12	21			
1年超3年以下	56,092	48,343	30,568	30,662	25,523	17,680	—	—			
3年超5年以下	54,893	66,187	46,868	50,813	8,024	15,373	—	—			
5年超7年以下	51,991	59,634	28,951	36,353	23,040	23,281	—	—			
7年超10年以下	96,602	111,817	59,536	69,425	37,066	42,392	—	—			
10年超	225,405	278,130	129,809	133,380	95,596	144,749	—	—			
期間の定めのないもの	789	752	789	752	—	—	—	—			
その他	251,993	203,687	—	—	—	—	—	—			
残存期間別合計	786,894	820,032	339,049	362,439	195,669	253,750	12	21			

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

お客様の外国為替取引等に係るリスクヘッジにお応えするため、
為替先物予約取引を取扱っています。市場リスクへの対応は、派生商品
取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺さ
れるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与
信取引における保全枠との一的な管理により与信判断を行うことで
リスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。なお、長期決済
期間取引は該当ありません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単体 **連結**

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	BSカレントエクスポート方式	BSカレントエクスポート方式	BSカレントエクスポート方式	BSカレントエクスポート方式
与信相当額の算出に用いる方式	182	—	11	—
グロス再構築コストの額	—	—	—	—
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用 リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—	—	—
① 派生商品取引合計	12	21	12	21
(i) 外国為替関連取引	12	21	12	21
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	12	21	12	21
担保の種類別額	—	—	—	—
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

■ 証券化エクスポートに関する事項(投資家の場合)※オリジネーターの場合は、該当ありません

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、(くにしん)においては、余資運用の一環として購入する場合にはオリジネーターにあたる取引には該当しません。

当該運用にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、「資金運用会議」等で報告を行い、適切なリスク管理に努めています。

また、証券化商品への投資は、(くにしん)が定める「資金運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

□ 証券化エクスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

(くにしん)は標準的手法を採用しています。

ハ 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、(くにしん)が定める「有価証券会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

二 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格

付機関は以下の4機関を採用しています。なお、エクスポートの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

① 保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

単体 **連結**

- a. 証券化エクスポート(再証券化エクスポートを除く)
該当ありません。
- b. 再証券化エクスポート
該当ありません。

② 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

単体 **連結**

- a. 証券化エクスポート(再証券化エクスポートを除く)
該当ありません。
- b. 再証券化エクスポート
該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単体 **連結**

信用リスク削減手法の適用の有無 なし

「リスク管理計画」に基づく改善対策を実施し、その改善状況を評価・検討しています。

□ オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

(くにしん)ではオペレーションル・リスクを算出する方法として、基礎的手法を採用しています。

バランスに配慮した運用を心がけています。なお、取引にあたっては、(くにしん)が定める「資金運用規程」や毎期定める「余資運用の基本方針」に基づいた厳格な運用・管理を行っています。また、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資に関しては、(くにしん)が定める「資金運用規程」などに基づいた適切な運用・管理を行っています。

リスクの状況は、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、(くにしん)が定める「有価証券会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っています。

■ 出資・株式等エクスポートに関する事項

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

(くにしん)では、オペレーションル・リスクを「役職員が正確な業務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク及び金庫業務を遂行する中で発生する恐れのある種々のリスク」と定義し、理事会構成員全員が委員である「オペレーションル・リスク管理部会」において、各部門が所管するオペレーションル・リスクについて、定期的に

二 出資・株式等エクスポートに関する事項

出資・株式等エクスポートにあたることは、上場株式(上場株式を投資対象とする投資信託及び外国証券を含む)以下、同じ)、不動産投資信託(REIT)、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資が該当します。

そのうち、上場株式、上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて理事会、市場リスク管理部会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品及び不動産投資信託(REIT)への投資は有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内の取引に限定するとともに、基本的に債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・

